（削る。）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十七条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　（略）

二　法第二十一条第七項及び第六十二条第六項において読み替えて準用する会社法第三百十条第七項第二号

三　第五十三　（略）

２　（略）

別紙様式第７号(1)（第205条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

Ⅰ　（略）

Ⅱ　組合の運営組織の状況に関する事項

１・２　（略）

３　役員

(1)　（略）

(2)　当期末現在の役員

（略）

（記載上の注意）

１～６　（略）

７　第154条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

４～９　（略）

第２～第９　（略）

別紙様式第８号(1)（第205条第３項第２号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１・２　（略）

４　第一項又は前項の書面に押印すべき組合の代表理事の印鑑は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第二十五条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第六十八条の二第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十八条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十七条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一　（略）

（新設）

二～十二　（略）

２　（略）

別紙様式第７号(1)（第205条第３項第１号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概要書

（略）

Ⅰ　（略）

Ⅱ　組合の運営組織の状況に関する事項

１・２　（略）

３　役員

(1)　（略）

(2)　当期末現在の役員

（略）

（記載上の注意）

１～６　（略）

（新設）

４～９　（略）

第２～第９　（略）

別紙様式第８号(1)（第205条第３項第２号関係）

（略）

目　　次

（略）

第１　事業概況書

（略）

Ⅰ　（略）

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

１・２　（略）